

愛媛県特定希少野生動植物 シコクフクジュソウ保護管理事業計画

I 計画の基本方針

シコクフクジュソウ *Adonis shikokuensis* Nishikawa et Koji Ito は、山地の落葉樹林内に生える多年草でキンポウゲ科に属する。以前はフクジュソウとされていたが、近年の分類学的検討により四国のもはシコクフクジュソウと変更された。本種は本州（近畿地方南部）・四国・九州に分布している。典型的な早春植物で、2～3月、落葉樹が葉を展開するまえに、茎頂に直径3～4cmの黄色い花を1個つける。茎は開花時には高さ10～15cmだが、開花後に高さ20～25cmとなり、夏には地上部はすべて枯れる（愛媛県レッドデータブック，2014）。

本種は、自生地の急減な個体数の減少のため、県では愛媛県絶滅危惧ⅠB類、環境省絶滅危惧Ⅱ類に区分した。さらに「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（以下「条例」という）」により特定希少野生動植物に指定した（以下、「条例指定種」という）。

この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその自生地の環境整備等を図るため必要があると認める時は、保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を適正かつ効果的に推進するための計画であり、関係機関と密接な連携のもと、本種の生育状況を把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、自生地で安定的に生育できる環境を保全することを基本方針とする。

II 現状と課題

1 自生地の減少と生育環境悪化

シコクフクジュソウはかつて高標高地の落葉広葉樹林に広く分布していたと思われるが、その多くは植林地となって急減し、現存している自生地は植林地不適地に局在していると思われる。

現在確認されている自生地 2ヶ所のうち、久万高原町内では比較的大規模な群落を形成し個体数も多いが、西条市内のものは20～30株と個体数は少ない。いずれも礫の堆積したやや不安定な急斜面に発達したシデ類やカエデ類等が高木層を優占する二次林であり、多くの落葉広葉樹二次林に見られるササ類の繁茂は見られない。低木層と草本層の被度は比較的少なく、当面は遷移進行による本種の生育阻害の懸念は少ないと思われる。しかし不安定な急斜面であるため豪雨による表土の流出や斜面崩壊により群落が一旦に消失する危険性や、上部の植林地での皆伐によって土壌が群落内へ流れ込む可能性もある。

2 違法採取及び遺伝子汚染の懸念

フクジュソウは早春の代表的な花であり「福寿草」として新春を祝う縁起物植物でもあることから園芸的価値が高く、園芸採取により個体数が減少してきた。また、園芸品種が流通しており、本種との交雑による遺伝子汚染が懸念される。

本種の残された自生地の一つは林道沿いにあるため採取により減少する危険性が高い。

Ⅲ 保護管理事業

1 目標及び推進内容

本種の保全のためには、自生地を取り巻く環境を望ましい状態に改善し維持する必要があることから、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

(1) 目標

シコクフクジュソウの自生地及び生育環境の確保

(2) 推進内容

- ・モニタリング調査の実施と新たな自生地の発見
- ・生育環境の維持
- ・系統保存と生息域外保全
- ・関係機関等と事業者等との情報共有
- ・県民等に対する啓発活動

2 事業の区域

事業の区域は、愛媛県内の本種が自生する区域とする。

また、新たな地域で生育が確認された場合は、生育状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

3 事業の推進内容

事業区域において条例の順守による保護対策を進めるとともに、本種の生育する地域等においては以下の対策を推進する。

(1) モニタリング調査の実施と新たな自生地の発見

既知の 2 ヶ所の自生地において、本種の生育状況や生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。

また、過去の自生地情報などをもとに専門家の協力を得て新たな自生地の発見に努めるとともに必要に応じて新たな自生地をモニタリング調査の対象に追加する。

(2) 生育環境の維持

既知の 2 ヶ所の自生地において、生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、本種の安定的かつ持続可能な世代交代のため、地権者の同意を得て、光条件改善など本種の生育環境を良好な状態に保つ処置を講じる。

(3) 系統保存と生息域外保全

既知の自生地の生育環境が著しく悪化することが懸念される場合は、自生種の系統保存のため、県内の研究機関と連携して、近隣の生育適地に移植する。管理下での株の保存（生息域外保全）や種子の保存を検討する。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

上記(1)～(3)の実施に際しては、自生地地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全の取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、本種の重要性、地域系統の遺伝子汚染について、県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民への本種保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

4 事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、シコクフクジュソウの保護管理活動を推進する。

IV その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。